

## 令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要項

（趣旨）

第1条 知事は、私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条（第3号を除く。）に規定する高等学校等及び高等学校の専攻科（以下「高等学校等」という。）のうち、国公立の高等学校等を除いたものをいう。以下同じ。）の生徒等（以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するため、予算の範囲内において茨城県私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その給付金の支給については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（支給対象者等）

第2条 支給対象者及び支給対象経費は次の表のとおりとする。

支給対象者	支給対象経費
<p>給付金は令和5年7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のすべてに該当する世帯の保護者等（法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等とする。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱」第3条第1項第4号に規定する生計維持者とする。以下同じ。）に支給する。</p> <p>ただし、令和5年度に私立高等学校等に入学した高校生等（以下「新入生」という。）がいる世帯であって、令和5年4月から6月分に相当する額の早期給付（以下「新入生への早期給付」という。）を希望する場合は、令和5年4月1日（以下「早期給付基準日」という。）において、次の各号のすべてに該当する世帯の保護者等に支給する。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度（新入生への早期給付を希望する場合は前年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯（以下「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」という。）であること。</p> <p>（2）保護者等が茨城県の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>（3）高校生等が、原則として平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学し、基準日または早期給付基準日現在に在籍し就学している者であること。なお、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等）</p>

となる者のうち基準日または早期給付基準日現在に在籍している者も同様とする。ただし、以下に該当する場合は支給対象外とする。

ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合。

イ 基準日または早期給付基準日において、休学している場合。

- 2 前項の規定は、家計急変により保護者等の収入が減少し、当該保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当することとなった世帯（以下「家計急変が生じた世帯」という。）に準用する。

（給付金の支給額等）

第3条 給付金の額は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる高校生等が該当する世帯区分及び課程区分に応じた額とする。

- 2 給付の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制及び通信制の課程に在籍する高校生等については4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができる。また、新入生への早期給付を希望する者については、早期給付分を追加するものとする。

（給付金の受給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、別表4に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、在籍する私立高等学校等の設置者に別表5に掲げる書類を提出し、私立高等学校等の設置者は別に定める期日までに受給申請者一覧（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（給付金の支給の決定）

第5条 知事は、前条による申請に基づき、給付金の支給について、支給又は不支給の決定を行うものとする。

- 2 知事は、申請者に対し、支給又は不支給についてその旨を当該申請者に令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）又は令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、支給又は不支給についてその旨を令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について（様式第5号）により通知し、私立高等学校等の設置者は、令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について（様式第6号）又は令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定について（様式第7号）を作成し、申請者に通知するものとする。

（給付金の支給の方法）

第6条 知事は、前条第1項の規定による給付金の支給の決定を受けた者（以下「受

給者」という) に対し、給付金を支給する。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者を通じ支給する。

2 給付金の受領につき申請者から委任状(様式第8号)により委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付金を以下のいずれかのとおり取扱うものとする。

(1) 申請者に対し適正に支給する。

(2) 設置する私立高等学校等が申請者から徴収する授業料以外の教育に必要な経費に充当する。

(給付金の支給の決定の取消し等)

第7条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の一部または全部を取り消すものとする。

(1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。

(3) その他給付金を支給することが適当でないとき。

(給付金の支給の決定の取消し等の通知)

第8条 知事は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消し等を決定したときは、その旨を令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書(様式第9号)により当該受給権者に通知するものとする。ただし、高校生等が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、その旨を令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとし、私立高等学校等の設置者は、当該受給者に支給決定取消について、令和5年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消について(様式第11号)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 受給者は前条の規定による給付金の支給の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、知事の命ずるところにより、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年8月18日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要項は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から適用する。